

一、最新中国法令

● 最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释（二）

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2025〕12号

【发布日期】2025-08-01

【实施日期】2025-09-01

【内容提要】该司法解释主要包括：

明确应认定为“连续订立二次固定期限劳动合同”的具体情形（第十条）

（一）用人单位与劳动者协商延长劳动合同期限累计达到一年以上，延长期限届满的；

（二）用人单位与劳动者约定劳动合同期满后自动续延，续延期限届满的；

（三）劳动者非因本人原因仍在原工作场所、工作岗位工作，用人单位变换劳动合同订立主体，但继续对劳动者进行劳动管理，合同期限届满的；

（四）以其他违反诚信原则的规避行为再次订立劳动合同，期限届满的。

防止滥用竞业限制，促进人才有序流动（第十三条）

■ 劳动者未知悉、接触用人单位的商业秘密和与知识产权相关的保密事项，劳动者请求确认竞业限制条款不生效的，法院依法予以支持。

■ 竞业限制条款约定的竞业限制范围、地域、期限等内容与劳动者知悉、接触的商业秘密和与知识产权相关的保密事项不相适应，劳动者请求确认竞业限制条款超过合理比例部分无效的，法院依法予以支持。

劳动者、用人单位都应遵循诚信原则，按照自己作出的承诺行使权利、履行义务

■ 除向劳动者支付正常劳动报酬外，用人单位与劳动者约定服务期限并提供特殊待遇，劳动者违反约定提前解除劳动合同且不符合劳动合同法第三十八条规定的劳动者单方解除劳动合同情形时，用人单位请求劳动者承担赔偿责任的，法院可以综合考虑实际损失、当事人的过错程度、已经履行的年限等因素确定劳动者应当承担的赔偿责任。（第十二条）

■ 劳动者以用人单位未订立书面劳动合同为由，请求用人单位支付二倍工资的，法院依法予以支持，但用人单位举证证明存在“因

一、最新中国法令

● 劳动争议案件的审理における法適用に関する最高人民法院による解釈（二）

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2025〕12号

【発布日】2025-08-01

【実施日】2025-09-01

【概要】本司法解释の主な内容：

「有期の労働契約を2回連続して締結している」と認定すべき状況の明確化（第十条）

（一）雇用者と労働者が協議のうえ延長した労働契約の延長期間が累計で1年以上に達しており、その延長期間が満了した場合。

（二）雇用者と労働者が労働契約期間の満了後、自動更新することを約し、その延長期間が満了した場合。

（三）労働者が本人の原因によらずに、引き続き元の職場、部署で勤務し、雇用者が労働契約の締結者を変更した後も引き続き労働者に対し労働管理を行い、契約期間が満了した場合。

（四）信義誠実の原則に反するその他回避行為により、労働契約を再締結し、その期間が満了した場合。

競業禁止義務に関する条項濫用を防止し、人材の流動化を促進する（第十三条）

■ 労働者が、雇用者の商業秘密及び知的財産権に関する秘密事項を知らず、これらに接触していない状況のもとで、労働者が競業禁止条項は、自分に効力を有しないことの確認を裁判所に求めたとき、裁判所は法に基づき、この請求を容認する。

■ 競業禁止条項に定める競業禁止の対象となる範囲、地域、期間などの内容が、労働者が知得・接触している商業秘密並びに知的財産権に関する秘密事項に見合ったものになっていない場合において、労働者が競業禁止条項の合理的な範囲を超えた部分が無効であることの確認を求めたとき、裁判所は法に基づき、この請求を容認する。

労働者と雇用者は共に信義誠実の原則を遵守し、自らの約束に基づき権利を行使し、義務を履行する必要がある

■ 労働者に支払う通常の労働報酬とは別に、雇用者と労働者との間で、服務期間を設け、その間特別待遇を与える旨を約している場合において、労働者が当該取り決めに違反して労働契約を途中解除し（及び労働契約法第38条に定める労働者側の一方的な労働契約の解除が認められる状況にも該当しない）、雇用者が労働者に損害賠償を請求した場合、裁判所は実際の損失、当事者の過失の程度、履行済みの年数などの要素を総合し、労働者が負担すべき賠償責任を決定することができる。（第十二条）

■ 労働者が、書面による労働契約を締結していないことを理由に、雇用者に2倍の賃金支払いを求めた場合、裁判所は法に依拠し容認する。但し、

不可抗力导致未订立的”、“因劳动者本人故意或者重大过失未订立的”等情形之一的除外。(第七条)
规制转包、分包、挂靠、混同用工、不缴纳社会保险费等现象
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 转包、分包、挂靠: 承包人、被挂靠人将其承包的业务转包、分包给不具备合法经营资格的单位、个人或者允许其挂靠的, 承包人、被挂靠人应承担支付劳动报酬、认定工伤后的工伤保险待遇等用工主体责任。(第一条、第二条) ▪ 混同用工: (第三条) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 在用人单位与劳动者订立劳动合同的情况下, 劳动者要求确认订立劳动合同的用人单位与其建立劳动关系的, 法院依法予以支持。 ➢ 当关联单位均未与劳动者订立劳动合同时, 主要根据用工管理行为, 同时考虑工作时间、工作内容、劳动报酬支付、社会保险费缴纳等因素确认劳动关系。 ▪ 约定或者承诺不缴纳社会保险费: (第十九条) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 用人单位与劳动者约定或者劳动者向用人单位承诺无需缴纳社会保险费的, 该约定或者承诺无效。 ➢ 劳动者以用人单位未依法缴纳社会保险费为由解除劳动合同, 要求用人单位支付经济补偿的, 法院依法予以支持。 ➢ 用人单位按照行政机关的要求补缴后, 可以就其按约定支付的社会保险费补偿款要求返还。
涉外国人、外国企业劳动关系
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外国人与中国境内的用人单位建立用工关系, 外国人“已取得永久居留资格”、或“已取得工作许可且在中国境内合法停留居留”, 或“按照国家有关规定办理相关手续”的, 外国人请求确认与用人单位存在劳动关系的, 法院依法予以支持。(第四条) ▪ 依法设立的外国企业常驻代表机构可以作为劳动争议案件的当事人。当事人申请追加外国企业参加诉讼的, 法院依法予以支持。(第五条)
劳动合同期满后继续用工责任 (第十一条)
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 劳动合同期满后, 劳动者仍在用人单位工作, 用人单位未表示异议超过一个月, 劳动

雇用者が「不可抗力により締結できなかった」「労働者自身の故意または重大な過失により締結できなかった」などのいずれかの状況があることを立証した場合を除く。(第七条)
再委託、下請け、名義貸し、混同雇用、社会保険料未納などの現象を規制する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 再委託、下請け、名義貸し: 請負人、「名義を貸す側」は、自己の請負業務を適法な経営資格を持たない組織、個人に再委託する、下請けに出す、又は自己の名義で業務を行うことを認める場合、請負人、「名義を貸す側」が、雇用者責任(労働報酬の支払い、労災認定後の労災保険待遇給付など)を負わなければならない。(第一条、第二条) ▪ 混同雇用: (第三条) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用者と労働者が労働契約を締結している状況のもとで、労働者が労働契約を締結した雇用者との間に労働関係が存在することの確認を求めた場合、裁判所は法に依拠しこれを容認する。 ➢ 関連会社はいずれも労働者と労働契約を締結していない場合、主に雇用管理行為をもとに、勤務時間、業務内容、労働報酬の支払い、社会保険料の納付などの要素も考慮し、労働関係を確認する。 ▪ 社会保険料を納付しない旨の取り決め又は承諾: (第十九条) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用者と労働者との間で、社会保険料を納付しない旨の取り決めがある、または労働者が雇用者に対して、社会保険料を納付する必要はないことを承諾している場合、当該取り決め及び承諾は無効である。 ➢ 労働者が、雇用者から法に基づき社会保険料が納付されていないことを理由に労働契約を解除し、経済補償金の支払いを雇用者に求めた場合、裁判所は法に基づきこれを容認する。 ➢ 雇用者は、行政機関の指示通りに追納後、社会保険料につき約定に基づいて支払っている補償金の返還を求めることが可能である。
外国人、外国企業との労働関係
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外国人が、中国国内の雇用者と雇用関係を築き、外国人が「永住資格を取得済みである」、または「就労許可を取得し、中国国内で適法に滞在している」、または「国の関係規定に従い関連手続きを実施済み」の場合において、外国人が雇用者との間に労働関係が存在することの確認を求めたとき、裁判所は法に基づきこれを容認する。(第四条) ▪ 法に依拠し設立された外国企業の常驻代表機構は、労働争議案件の当事者になることが可能である。当事者が外国企業の訴訟参加を追加申請した場合、裁判所は法に基づきこれを容認する。(第五条)
労働契約期間満了後の雇用継続責任 (第十一条)
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 労働契約期間の満了後も、労働者が引き続き同社に勤務し、雇用者が1か月超異議を表明し

者请求用人单位以原条件续订劳动合同的，法院依法予以支持。

- 符合订立无固定期限劳动合同情形，劳动者请求用人单位以原条件订立无固定期限劳动合同的，法院依法予以支持。
- 用人单位解除劳动合同，劳动者请求用人单位依法承担解除劳动合同法律后果的，法院依法予以支持。

【备注】最高人民法院同时发布了6件劳动争议典型案例。案由涉及转承包、关联企业混同用工、劳动者故意不订立书面劳动合同、竞业限制、约定不缴纳社会保险费等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/472691.html>

● 国家税务总局关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策有关事项的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告2025年第18号

【发布日期】2025-07-31

【实施日期】2025-01-01

【内容提要】该公告就境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策（以下简称税收抵免政策）有关执行问题进行了明确。其中包括：

- 如何理解“境外投资者持有再投资的时间”？
- 境外投资者再投资时，如何计算税收抵免额度？
- 如何调整税收抵免额度？
- 如何理解“可抵免的应纳税额”？
- 境外投资者以人民币以外的货币进行再投资，如何计算税收抵免额度？
- 境外投资者收回享受税收抵免政策的直接投资时，如何办理涉税事项？

【法令全文】请点击以下网址查看：

国家税务总局关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策有关事项的公告

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c15dc2bbdeb643d1ba0fd136f47bf9ee.html

官方解读

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfqk/c100015/c5242130/content.html>

ていない状況のもとで、労働者が雇用に元の条件のままで労働契約を更新することを求めたとき、裁判所は法に基づきこれを容認する。

- 無期の労働契約を締結する状況に該当する場合において、労働者が、雇用に元の条件のままで無期の労働契約を締結することを求めたとき、裁判所は法に基づきこれを容認する。
- 雇用者が労働契約を解除後、労働者が雇用に法に依拠し労働契約解除の法的結果を負うよう求めたとき、裁判所は法に基づきこれを容認する。

【備考】最高人民法院は、同時に6件の労働争議の代表的な判例を公表している（それには、再委託、関連企業における混同雇用、労働者側の故意による書面の労働契約未締結、競業避止、社会保険料不納付の取り決めなどをめぐる事案が含まれる）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/472691.html>

● 海外投資者による配当利益での直接投資の税額控除政策に関する国家税務総局による公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告2025年第18号

【発布日】2025-07-31

【実施日】2025-01-01

【概要】本公告は、海外投資者が配当利益で直接投資する場合の税額控除政策（以下「税額控除政策」という）運用上の問題について明確にしている。それには、以下のものが含まれる。

- 「海外投資者による再投資の保有期間」の考え方
- 海外投資者が再投資する場合における税額控除額の計算方法
- 税額控除額の調整方法
- 「控除可能な課税額」の考え方
- 海外投資者が、人民元以外の通貨で再投資する場合における税額控除額の計算方法
- 海外投資者が、「税額控除政策」が適用されている直接投資を回収するにあたっての税務関連事項の処理方法

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

海外投資者による配当利益での直接投資の税額控除政策に関する国家税務総局による公告

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c15dc2bbdeb643d1ba0fd136f47bf9ee.html

公式解説

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfqk/c100015/c5242130/content.html>

● [国家市场监督管理总局关于将试点委托转为正式委托开展部分经营者集中反垄断审查的公告](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国家市场监督管理总局公告 2025 年第 33 号
【发布日期】2025-07-31
【出台背景】2022 年 08 月 01 日至 2025 年 07 月 31 日，国家市场监督管理总局试点委托北京市、上海市、广东省、重庆市、陕西省等 5 个省（直辖市）市场监管部门开展部分经营者集中反垄断审查工作。
【内容提要】自 2025 年 08 月 01 日起，将试点委托转为正式委托。该公告明确了委托事项的具体要求、受委托单位管辖的相关区域、委托审查流程和异议受理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.samr.gov.cn/zw/...>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [最高人民法院发布《法答网精选问答（第二十六批）——民营企业保护专题》](#)

日前，最高人民法院发布《[法答网精选问答（第二十六批）——民营企业保护专题](#)》。本批问答主要内容明确三方面内容：

- 大型建筑集团与中小企业材料供应商的付款约定无效，法院应合理确定付款期限；
- 小股东查阅公司账簿的请求，需公司举证其具有“不正当目的”，否则法院应支持查阅；
- 小微企业破产重整中可适当保留股东权益，以利于企业拯救，但需债权人会议同意并根据股东贡献确定权益份额。

（里兆律师事务所 2025 年 08 月 01 日编写）

● [独占禁止法に基づく企業結合審査の試験的委託を本委託に切り替えることに関する国家市場監督管理総局による公告](#)

【発布機関】国家市場監督管理総局
【発布番号】国家市場監督管理総局公告 2025 年第 33 号
【発布日】2025-07-31
【発布背景】2022 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までの期間において、国家市場監督管理総局は、北京市、上海市、広東省、重慶市、陝西省など 5 つの省（直辖市）の市場監督管理局に「独占禁止法に基づく企業結合の審査作業」の一部を試験的に委託していた。
【概要】2025 年 8 月 1 日から、上記試験的な委託を本委託に変更することに伴い、本公告において、委託にあたっての要綱（それには、委託の具体的要件、各委託先の管轄区域、委託案件の審査の流れ及び異議申立先が含まれる）を制定している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.samr.gov.cn/zw/...>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [最高人民法院が、『法律相談・交流サイト』に寄せられた質疑応答のうち、参考になる事例（第二十六弾）——民営企業の保護をテーマに」を公表した](#)

先頃、最高人民法院が、『[法律相談・交流サイト](#)』に寄せられた質疑応答のうち、参考になる事例（[第二十六弾](#)）——[民営企業の保護をテーマに](#)」を公表した。今回の質疑応答において、主に以下の 3 点が明確化された。

- 大型建設グループと「中小企業たる材料供給業者」との間の支払いに関する取り決め内容は無効であり、裁判所は、支払い期限を合理的に確定する必要がある。
- 小株主が、会社帳簿の閲覧を求めたとき、会社が「不当な目的をもって、閲覧しようとしている」ことを立証しない限り、裁判所は、閲覧を認めなければならない。
- 小規模・零細企業の破産再生の過程において、企業救済のために、株主の権益を適度に残しておくことは可能であるが、それには、債権者会議における同意取得が必要であり、尚且つ株主の貢献度に応じて、権益の割合を決める必要がある。

（里兆法律事務所が、2025 年 8 月 1 日付で作成）

三、里兆解读

● 聚焦反法修订之商业贿赂监管新动态（连载之一/共二篇）

在当今商业竞争日益激烈的市场环境中，商业贿赂作为一种严重扰乱市场秩序、损害公平竞争原则的违法行为，始终是立法、执法、司法层面重点关注的问题；对于企业而言，考虑到对于“企业名誉影响”等的担忧，以前发现类似问题，往往会更关注“损失的追缴”以及“人事处分”，而很少有动力去进一步追究相关人员的法律责任等。

随着国家在商业贿赂领域的立法持续收紧，执法力度不断加强，我们注意到相关企业在这一方面的“合规意识”也有了进一步的加强，出现了不少“主动诉诸法律手段”的案例¹；此外，商业贿赂手段日趋隐蔽、复杂，涉案的金额越来越高，对于企业造成的各方面损失也越来越高²，这也都为企业提高进一步的合规治理要求敲响了警钟。

即将于2025年10月15日实施的新《反不正当竞争法》，针对受贿主体、处罚机制及金额上限等实务关注焦点作出了一些新的回应，需要企业予以更好的理解。为此，我们在对商业贿赂相关的立法以及执法的原委进行回顾的同时，将希望相关企业重点关注的内容，汇总分析如下，以供参考。

一、回应“商业贿赂对象”争议，重申“权钱交易”本质

在1993年最早制定的《反不正当竞争法》（以下简称“93反法”）以及1996年出台的《工商局关于禁止商业贿赂行为的暂行规定》（以下简称“96暂行规定”）中，商业贿赂的对象即包括交易相对方（“对方单位”），也包括交易相对方的工作人员（“个人”）；但是，自2017年修订《反不正当竞争法》（以下简称“2017反法”）后，“交易相对方”就被从商业贿赂的对象中进行了删除，只留下“交易相对方的工作人员”。在此中间，2022年的《反不正当竞争法（修订草案征求意见稿）》

¹ 比如，字节跳动、美团、腾讯等知名企业通过内部反腐，将多名涉嫌商业贿赂的员工移送司法机关。

¹ 例えば、バイトダンス、美团、テンセントなどの有名企業は内部不正防止を通じて、商業賄賂の疑いがある複数の従業員を司法機関に移した。

² 比如，全球知名广告公司WPP集团旗下群邑中国三名高管因收受供应商高达8.2亿元贿赂而被立案调查；阿斯利康中国区高管因涉嫌商业贿赂及医保欺诈被调查，引发海内外舆论震动，公司股价大幅波动。

² 例えば、世界的に有名な広告会社WPPグループ傘下の群邑中国の高級管理職者3人がサプライヤーから8億2,000万円の賄賂を受け取ったことで立件された。アスリコン中国地域高級管理職者が商業賄賂や医療保険詐欺の疑いで調査され、国内外の世論が揺れ、会社の株価が大幅に変動した。

三、里兆解説

● 商業賄賂規制の新動向不正競争防止法改正に焦点を当てる（連載その一、全二回）

競争が日増しに激さを増す現在の市場環境の中で、商業賄賂は、市場秩序を著しく乱し、公平な競争原則を損なう違法行為として、立法、法執行、司法面で終始関心が払われている問題である。企業の立場から見ると、「企業の名誉への影響」などへの懸念から、これまでは類似の問題を発見した際に、「損失の挽回」や「人事処分」に一層注目することの方が多く、関係者の法的責任等をさらに追及しようとする事は少なかった。

国による商業賄賂分野での立法が立て続けに引き締められ、法執行の度合いが更に強化されるに伴い、企業のこの方面での「コンプライアンス意識」もさらに高まり、「自主的に法的手段に訴える」多くの事例が見られるようになった¹。また、商業賄賂の手段はますます隠蔽され、複雑化し、関与する金額もますます大きくなり、企業にもたらす各方面の損失も大きくなり²、これらはいずれも企業のさらなるコンプライアンス・ガバナンス要求の向上に警鐘を鳴らしている。

2025年10月15日に施行される新「不正競争防止法」は、収賄の主体、処罰の仕組み、金額の上限など実務面で注目されるポイントに新たに答えるものであり、企業はこれらをより良く理解しておく必要がある。そのため、商業賄賂に関する立法及び法執行の経緯を振り返ると同時に、企業が重点的に注目すべき内容を参考まで以下まとめて分析する。

一、「商業賄賂の対象者」についての論争に答え、「権力と金銭の取引」の本質に改めて言明した

1993年に最初に制定された「不正競争防止法」（以下「93年競争法」という）及び1996年に発布された「商業賄賂行為禁止に関する工商局による暫定規定」（以下「96年暫定規定」という）では、商業賄賂の対象者は取引相手（「相手先組織」）を含み、取引相手の従業員（「個人」）も含まれていた。しかし、2017年に改正された「不正競争防止法」（以下「2017年競争法」という）以降、「取引相手」は商業賄賂の対象者から削除され、「取引相手の職員」のみが残された。その間、2022年の「不正競争防止法（改正草案意見募集稿）」で

曾将“交易相对方”重新纳入商业贿赂的对象范围，但是 2025 年最终修订完成的《反不正当竞争法》（以下简称“2025 反法”）还是将“交易相对方”从商业贿赂的对象中进行了删除。

商业贿赂的对象是否应该包括“交易相对方”，这主要涉及对商业贿赂“本质”的认定，最早持有的显然是“利益引诱”的观点³，在该观点的指导下，即使是交易双方的“公对公”安排，也可能构成《反不正当竞争法》项下的商业贿赂。但是，在以“利益引诱”观点为指导的执法实践中，许多交易双方之间关于利润分配、成本分担的正常安排，往往也被认定为商业贿赂而受到处罚，导致商业贿赂执法过于宽泛，影响了正常的市场竞争。

“2017 反法”开始采用“权钱交易”的观点⁴，根据该观点，在商业贿赂行为中，一般存在“三方关系”，即行贿方、受贿方、利益受损方；其中，受贿方对于利益受损方应当负有一定的“忠实义务”。这种忠实义务可能来源于雇佣所产生的劳动关系，或合同所产生的委托关系，也可能来源于法律法规对具有特定职权或身份的人所确立的特殊义务等；正是由于这种“忠实义务”的存在，受贿人违背义务以换取利益的行为才具有被给予否定性评价的必要。根据“权钱交易”观点，由于交易双方并不存在“违背忠实义务”的情形，更不存在“三方关系”，而被认为不可能存在“权钱交易”。“权钱交易”的观点，限定了受贿人范围，禁止“泛商业贿赂化”，体现了对市场行为的审慎监管的态度，有利于保护新出现的交易模式和市场创新。但是，对于部分特殊的行业（特别是医疗器械行业）或者交易情况，实践中，执法部门仍然会根据“穿透原则”，对交易相对方⁵作为商业贿赂对象进行处罚。但是考虑到“2025 反法”仍然坚持将交易相对方从商业贿赂的对象中删除，且医疗器械领域⁶也已经开

は、「取引相手」を商業賄賂の対象者の範囲に再び組み入れたが、2025 年に最終的に改正された「不正競争防止法」（以下「2025 年競争法」という）では、「取引相手」は商業賄賂の対象者から削除された。

商業賄賂の対象者に「取引相手」が含まれるべきかどうかは、主に商業賄賂の「本質」の認定に関わってくるものであり、当初存在していたのは明らかに「利益誘引」³という観点であり、当該観定の指針の下では、たとえ取引双方の「企業対企業」の手配であっても、「不正競争防止法」における商業賄賂を構成し得るものであった。しかし、「利益誘引」の観点を指針とする法執行の実務において、多くの取引双方間での利益分配、コスト分担に関する正常な手配が商業賄賂と認定されてしまい処罰されることも多く、商業賄賂に関する法執行の範囲が広くなりすぎてしまい、正常な市場競争に影響を与えた。

「2017 年競争法」では、「権力と金銭の取引」という観点⁴を採用し始めたが、当該観点によると、商業賄賂行為には、贈賄側、収賄側、利益を損なう側という「三者関係」が一般的に存在しており、即ち、収賄側は利益を損なう側に対して一定の「忠実な義務」を負わなければならないとされた。このような忠実な義務は、雇用により生じる労働関係、又は契約により生じる委託関係に由来するものである可能性も、法律法規が特定の職権又は立場を持つ人に対し定めた特定の義務などに由来するものである可能性もある。このような「忠実な義務」が存在するからこそ、収賄者が義務に背いて利益を得る行為は否定的な評価がなされる必要がある。「権力と金銭の取引」の観点によると、取引双方には「忠実な義務に背く」といった状況は存在しておらず、さらに「三者関係」も存在しないため、「権力と金銭の取引」が存在するはずはないと考えられる。「権力と金銭の取引」の観点では、収賄者の範囲を限定し、「商業賄賂の広範化」を禁止し、市場行為を慎重に監視する姿勢を体现しており、新たに出現した取引モデルと市場革新を保護するうえで有益である。しかし、一部の特別な業界（特に医療機器業

³ 市监局曾在《国家工商行政管理局关于旅行社或导游人员接受商场支付的“人头费”、“停车费”等费用定性处理问题的答复》[工商公字(1999)第 170 号]中对“商业贿赂”的实质进行阐释，认为商业贿赂“其本质是禁止经营者以不正当的利益引诱交易。经营者无论将这种利诱给予交易对方单位或个人，还是给予与交易行为密切相关的其他人，也不论给予或收受这种利益是否入帐，只要这种利诱行为以争取交易为目的，且影响了其他竞争者开展质量、价格、服务等方面的公平竞争，就构成《反不正当竞争法》第八条禁止的商业贿赂。”

³ 市場監督管理総局は、『旅行会社又はガイドがデパートから支払う「人件費」「駐車料」などの費用の定性の取扱問題に関する国家工商行政管理局による回答』(工商公字(1999)第 170 号)において、「商業賄賂」の實質について説明し、商業賄賂は以下の通りであると認定している。「その實質は事業者が不当な利益で取引を誘引することを禁止することである。事業者は当該利益誘引を取引先の組織又は個人に与え、或いは取引行為と密接に関係する他の人に与え、又は与え・受け取った当該利益が記帳するかしないかにかかわらず、当該利益誘引行為が取引を勝ち取ることを目的とし、且つ他の競争者が品質、価格、サービスなどの面での公平な競争を実施することに影響を与えている限り、「不正競争防止法」第 8 条で禁止されている商業賄賂を構成する。」

⁴ 2016 年《工商总局对政协十二届全国委员会第三次会议关于在我国传统产业领域开展商业贿赂专项治理的提案的答复》中，市监局进一步对“商业贿赂”的本质予以阐释，提出了“权钱交易”观点，即通过收买他人的方式，使其违背对他人的忠实义务、出卖他人利益，以达到为自己谋取交易机会或竞争优势的目的。

⁴ 2016 年の「人民政治協商會議第十二期全國委員會第 3 回會議における中国伝統産業分野において商業賄賂個別見直しを実施することに関する提案への工商総局による回答」において、市場監督管理総局は「商業賄賂」の本質をさらに説明し、「権力と金銭の取引」の観点を打ち出しており、即ち、他人を買収することによって、他人に対する忠実な義務に背き、他人の利益を売って、自分のために取引機会又は競争の優位性を図る目的を達成することとした。

⁵ 此时是将其视为了“受交易相对方委托办理相关事务的单位”或“利用职权或者影响力影响交易的单位”。

⁵ この場合、「取引相手から関連事務を委託された組織」又は「職権又は影響力を利用して取引に影響を与える組織」とみなすことになる。

⁶ 《中华人民共和国医疗器械管理法（草案征求意见稿）》第一百三十四条：禁止医疗器械注册人、备案人、生产企业、经营企业、境内责任人以及医疗机构在医疗器械购销过程中给予、收受回扣或其他不正当利益。

⁶ 「中華人民共和國醫療機器管理法（草案意見募集稿）」第一百三十四條：醫療機器登録者、届出人、製造企業、經營企業、国内責任者及び医療機構が医療機器の購入・販売過程においてリベート又はその他の不当な利益を与えること、受け取ることを禁止する。

始了独立的立法，对于“穿透原则”的适用，相信执法部门也会越来越慎重。

二、明确受贿处罚责任，行贿受贿一起抓

商业贿赂作为对向行为，正常应建立行贿受贿双向规制的处罚机制。但是“93反法”中对于“行贿”相关的处罚进行了规定，但是没有明确提及“受贿”相关的处罚事宜。尽管“96年暂行规定”中规定了“有关单位或者个人购买或者销售商品时收受贿赂的，由工商行政管理机关按照前款的规定处罚”的内容，但是该规定的层级较低，且工商行政管理机关（目前改名为“市场监督管理”）可能也会考虑到对受贿人（很多是个人）的处罚执行比较麻烦、很多时候需要受贿人作为证人出现等实务因素，我们注意到，从公开的处罚信息来看，对于受贿方的处罚案例要远远低于行贿方。

在“2017反法”中再次仅规定了行贿方的处罚责任，而未规定受贿方的。尽管“96年暂行规定”依然有效，但同样基于上述原因，实务中对于受贿查处的案例仍然相对较少。此外，比如，在2020年修订的《上海市反不正当竞争条例》中同样仅对“不得受贿”的主旨进行了强调，但并未设置针对受贿行为的处罚条款，这也进一步反映了“重行贿，轻受贿”的执法趋势。

因为前述立法的缺位，导致很多受贿行为没有被追究行政责任，而很多受贿行为因未达到刑事追诉标准，又不可能被追究刑事责任，这样一来显然会变相的纵容交易中处于强势地位的单位或个人索取不当利益，也难以实现全方位治理贿赂行为的法律效果和社会效果等。此次“2025反法”的出台，增加了有关受贿行为处罚规定，填补了以前立法的缺失，相信后续对于受贿方的处罚也会进一步的得到加强，需要予以关注。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。我们将在下期《里兆法律资讯》中继续分析“提高处罚上限，引入阶梯罚则”、“建立双罚制度，明确经营者的个人责任”和“建立长臂管辖机制，强化跨境监管”等内容。

（作者：里兆律师事务所 丁志龙、谭腾）

界)又は取引状況に対しては、実務において、法執行部門は依然として「ルック・スルーの原則」に基づき、取引相手⁵を商業賄賂の対象者として処罰する。しかし、「2025年競争法」が依然として取引相手を商業賄賂の対象者から削除することを堅持しており、医療機器分野⁶でも個別の立法が始まっていることを考慮すると、「ルック・スルーの原則」の適用については、法執行部門もますます慎重になっていくものと思われる。

二、収賄の処罰責任を明確にし、贈収賄ともに処罰するとした

商業賄賂は対向行為として、贈収賄に対する双方規制の処罰メカニズムを確立することが一般的である。しかし、「93年競争法」では、「贈賄」に関する処罰は定められているが、「収賄」に関する処罰については明確に定められていない。「96年暫定規定」では、「関係組織又は個人が商品を購入し若しくは販売する際に賄賂を受け取った場合、工商行政管理機関が前項の規定に従って処罰する」という内容が定められているものの、当該規定の次元がやや低く、また工商行政管理機関（現在は「市場監督機関」へと改名された）としても、収賄者（多くは個人）に対する処罰の実行が面倒であり、収賄者を証人としなければならない場合が多い等といった実務的な要素を考慮するものと思われ、公開された処罰情報から見る限りでは、収賄側に対する処罰事例は贈賄側よりはるかに少ない。

「2017年競争法」では、再び贈賄側の処罰責任だけが定められており、収賄側の責任は定められていない。「96年暫定規定」は依然として有効だが、同様に上記の理由から、実務における収賄に対する処罰事例は相対的に少ない。また、例えば、2020年に改正された「上海市反不正当竞争防止条例」においても同様に「収賄禁止」という主旨だけが強調されているが、収賄行為に対する処罰条項は設けられておらず、これも「贈賄を重視、収賄を軽視」という法執行の傾向をさらに反映している。

上記の立法の空白により、収賄行為の多くが行政責任を追及されないと同時に、収賄行為の多くは刑事追訴基準に達しないため、刑事責任も追及されることはない。そうなると、取引において強い地位を有する組織又は個人が不当な利益を要求することを実質的に放任することになり、また賄賂行為を全面的に管理する法的効果と社会的効果などを実現させることも難しくなるのは明らかである。今回の「2025年競争法」の発布により、収賄行為に対する処罰規定が追加され、従来の立法の空白を補い、今後、収賄側に対する処罰もさらに強化されていくはずであり、注目する必要がある。

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」では、続けて「処罰の上限を引き上げ、階段的罰則を導入した」、「両罰制度を確立し、事業者の個人責任を明確にした」、「ロング・アーム管轄メカニズムを確立し、越境監督管理を強化した」などについて解説する。

（作者：里兆法律事務所 丁志龍、譚騰）

四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。

我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [反不正当竞争法（修订）](#)
- [《保障中小企业款项支付条例》（2025 修订）解读](#)

四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。

貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [不正競争防止法\(改正\)](#)
- [「中小企業への代金支払い保障条例」\(2025 改正\)解説](#)